

## 滑川町さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、町内の飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を受けさせることで繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び住民の良好な生活環境の保全を図るため、町内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を行う者が、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」の無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい、管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) さくらねこ 不妊手術済みのしるしに、耳先をさくらの花びらのような形にV字カットした飼い主のいない猫をいう。
- (4) 地域猫活動 滑川町民や滑川町に存在するボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫が一代限りでその命を全うするよう、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (6) 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった場所をいう。

### （交付対象）

第3条 手術チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、地域猫活

動を行うことができる者

- (2) 町内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上、特に町長が必要であると認めた場合であって、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理を行うことができる者。ただし、多頭飼育者本人及びその親族は除くものとする。

(交付対象外)

第4条 次に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (4) その他手術チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 手術チケットを利用しようとする者は、不妊手術を実施する前に、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に記載する各項目に同意をしたうえで、写真を貼付し、提出するものとする。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、手術チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び手術チケットの返還)

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し及びチケット返還通知書（様式第3号）により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 手術チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。
- (2) その他町長が不適当と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケ

ット利用報告書（様式第4号）に写真を添付し提出するとともに、期限内に使用しなかった手術チケットは速やかに返却するものとする。

（免責）

第9条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。